



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

広島市安佐南区祇園 3 丁目 28 番 14 号  
株 式 会 社 ア ス カ ネット  
代表取締役社長兼 CEO 福 田 幸 雄  
(コード番号：2438 東証マザーズ)  
問合わせ先：常務取締役 CFO 功野 顕也  
電話番号： 0 8 2 ( 8 5 0 ) 1 2 0 0

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会におきまして、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 全役職員が、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するため、コンプライアンス行動指針を定めるとともに、研修を充実させる。
  - (2) 社長を委員長とした「リスク管理・コンプライアンス委員会」を毎月 1 回開催し、各部署からの情報収集や議論、情報発信を通じて、全役職員のコンプライアンス意識を高める。
  - (3) 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
2. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書など取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理のうち情報管理については「情報管理規程」及び「個人情報保護規程」を制定し、その浸透を図る。
  - (2) 各部署の業務に付随するリスクについては各部署で対応するとともに、「リスク管理・コンプライアンス委員会」に情報を集約し、適切な処置をとる。
  - (3) 内部監査室は、各部署の業務執行につき、損失の危険のある行為または状態の有無について監査要点とし、そのような行為を発見した場合は、直ちに社長及び「リスク管理・コンプライアンス委員会」に報告し、適切な処置をとる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- (2) 毎月1回取締役と各部署責任者による経営会議を開催し、各部署の状況を的確に把握するとともに、取締役会付議事項の審議を行う。
- (3) 取締役が職務執行を効率的に行うため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等各種規程を定める。

5. 企業集団における業務の適正性を確保するための体制

現在、子会社に該当するものが存在しないが、将来において子会社等を設置する場合には、子会社管理規程を整備し、必要な体制等を確立する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、補助使用人を置くものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の異動、評価、懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制及び報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見した時は、直ちに監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は独立性をもって、各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができる。
- (3) 監査役に対して報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨をコンプライアンス行動指針に記載するとともに、研修等で周知徹底を図る。

9. 監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用については、所定の手続により会社が負担する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。



10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができる。
- (2) 監査役は、各部署の会議その他あらゆる場面に出席することができる。
- (3) 監査役は、内部監査室や監査法人と連携し、効率的な監査を行う。

以 上